

## 一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠、出産、復帰時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間            令和5年12月20日～            令和7年12月19日までの2年間

### 2、内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

#### 〈対策〉

- 令和5年12月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年 1月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和6年 2月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和6年 3月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

#### 〈対策〉

- 令和5年12月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和6年 1月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

#### 〈対策〉

- 令和5年12月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年 1月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 令和6年 2月～ 各従業員に年次有給休暇の取得計画を策定させる
- 令和6年 3月～ 社内報などで周知する